ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称) 第二中九州 大仁田山風力発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成30年8月15日経済産業省商務情報政策局 産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)第二中九州大仁田山風力発電事業に係る環境影響評価準備書」について、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。 勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、宮崎県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

# (参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所 : 宮崎県東臼杵郡諸塚村及び西臼杵郡五ヶ瀬町

・ 原動力の種類 : 風力(陸上)

· 出 力 : 12,000kW

## 2. これまでの環境影響評価に係る手続

# <計画段階環境配慮書>

計	画彩	设階	環:	境 配	慮	書	受	理	平成27年 8月17日
環	境	大	臣	意	見	ě	受	理	平成 2 7 年 1 1 月 6 日
経	済	産 業	大	臣	意	見	発	出	平成27年 11月13日

#### く環境影響評価方法書>

環	境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	平成28年 2月 2日
意	見の概要等受理	平成28年 4月11日
宮	崎 県 知 事 意 見 受 理	平成28年 6月 3日
経	済産業大臣勧告発出	平成28年 6月24日

# く環境影響評価準備書>

環境影響評価準	量備 書 受 理	平成30年	2月13日
意見の概要	等 受 理	平成30年	4月17日
宮崎県知事	意見 受理	平成30年	6月25日
環境大臣意	見 受 理	平成30年	6月29日
経済産業大臣	勧告発出	平成30年	8月15日

問合せ先:電力安全課 高須賀、松橋、酒井 電 話:03-3501-1742(直通)

## 1. 総論

事業実施に当たっては、隣接する「中九州大仁田山風力発電所」の運用を通じて得られた環境保全上有益な知見等を活用した上で、以下の取組を行うこと。

- ① 事後調査等を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、 追加的な環境保全措置を講ずること。
- ② 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- ③ 事後調査等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

#### 2. 各論

# (1) 騒音に対する環境影響

本準備書における環境影響評価では、工事用資材等の輸送に伴う騒音の予測・評価として、道路に面する代表的な地点における値が、参考として用いた環境基準値を最大 10dB 上回るとされており、騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、工事用資材等の輸送効率化による車両台数の削減、複数の輸送ルートの採用や低速走行等の環境保全措置を講ずることにより、騒音による生活環境への影響を極力低減すること。また、近隣住民の生活環境への影響について把握し、影響が懸念される場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

#### (2)鳥類に対する影響

対象事業実施区域では、クマタカの生息が確認されており、同区域の周辺では その複数ペアによる営巣及び繁殖が確認されている。

したがって、本事業の実施による影響を回避・低減する観点から、バードストライクに関する事後調査を適切に実施し、バードストライクが確認される等、影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装及びシール貼付等鳥類からの視認性を高める措置並びに稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

## (3)土地の改変に対する影響

本事業は、既設の道路等を活用することで、土地の改変面積を小さくする計画としているものの、切土が主体の計画であることから、比較的多くの残土が発生する。これらの残土の処理のために大規模な土捨場を設置する予定とされていることから、その土地の改変に伴う土砂の崩落及び流出等による動植物の生息・生育環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備及び工事用道路の設置に関する工事計画を見直し、可能な限り地形の改変を抑制すること。また、それでもなお土捨場を設置する場合には、分散化を含む設置位置の選定及び擁壁等の構造物の活用等により、土砂の崩落及び流出等を回避又は極力低減すること。

## (4)飲料水等への影響

対象事業実施区域周辺では、沢水を飲料水等として利用していることから、工事期間中及び施設完成後の運用において、飲料水等への影響がないようにすること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。